

宇 個 審 答 申 第 1 号
平成 1 1 年 3 月 3 1 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

条例施行前の個人情報の取扱いについて（答申）

平成 1 1 年 2 月 2 6 日付け 1 0 宇企情第 2 4 6 号により諮問のあった次の各号に掲げる事項について、下記のとおり答申する。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報
（収集禁止の例外類型事項）
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する個人情報
（収集禁止の例外類型事項）
- (3) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に規定する個人情報
（本人以外からの収集禁止の例外類型事項）
- (4) 条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報
（収集目的以外の利用禁止の例外類型事項）
- (5) 条例第 9 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報
（当該実施機関以外への個人情報の提供禁止の例外類型事項）

記

諮問のあった別添資料の例外類型事項（以下「類型」という。）は、条例の主旨

を尊重したものであり、収集の禁止、目的外利用又は提供における例外として妥当であると求める。

したがって、条例施行前の個人情報の取扱いについては、類型に該当する限りにおいて、あらかじめ本審議会の意見を聴いたものとして取り扱って差し支えないと判断する。

また、今後の運用に関して、類型に該当する事務が生じた場合は、本審議会にあらかじめ意見を聴くことを要しないものであって、類型に該当するかどうか判断がつきがたいもの、特に慎重な取扱いを要するものについては、当該事務を実施するにあたって、本審議会の意見を聴くものとし、また、類型に該当すると認められる事務であっても、必要に応じて本審議会に報告する等の対応を行うなど、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、十分な注意を払うことを要請する。

なお、制度の運用にあたっては、個人情報保護制度の理念を尊重し、個人情報の取扱いについては、より慎重に取り組むこと、特に類型の適用にあたっては、次の各号に掲げる事項に十分留意することを要請する。

- 1 法令の規定に基づく場合であっても、個人情報を取り扱う場合は、根拠法令等の名称や該当規定を明示するなど、類型の適正な適用に努めること。
- 2 すでに実施機関が例外類型に該当すると判断している個人情報の取扱いであっても、その実施機関の判断により、当該個人情報の訂正等の請求権や個人情報取扱い中止の請求権の行使が妨げられるものではないこと。
- 3 目的外利用又は提供については、個人情報の収集に際し、本人の同意を得る等の方法を十分に検討し、個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の保護に努めること。
- 4 絶えず変化する行政サービスへの要望に対し、柔軟に対応することが求められる今日では、個人情報の収集先や提供先の迅速な変更が必要となる場合が多い。このような場合において、当該類型の該当性に疑義が生じたときは、速やかに本審議会に諮問すること。

収集禁止の例外類型事項（条例7条1項1号・2号）

整理 番号	事務の類型	収集が適当と認められる理由
思想、信条及び信教に関する個人情報や個人の特質を規定する身体に関する情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
01	診療、疾病予防、健康の維持等の保健・福祉事業を推進するにあたって、個人情報を収集すること。	市民が健康で豊かな市民生活を送るためには、適切な保健指導等の必要がある。 そのためには、本人の診療に関する情報や生活習慣、食生活に対する考え方などを家族や医療機関などから収集することがある。
02	住宅貸付、各種年金・保険給付等に係る事務を行うにあたって、個人情報を収集すること。	住宅貸付、各種年金・保険給付等に関する事務を適正に運営する必要がある。 そのためには、対象となる人々の生活観や健康状態を収集することがある。
03	職員や委員の任免、人事、健康管理等を行うにあたって、個人情報を収集すること。	職員の任免等を行うためには、公正な審査、的確な処理が必要である。 そのためには、個人の身体の状態や生活歴に関する情報等個人情報を収集することがある。
思想、信条及び信教に関する個人情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
04	相談、要望、陳情等の中で相談者等の意思により、文書、口頭等で提供される個人情報を収集すること。	市民の相談や要望等に関わる事務やその目的として提出される文書には、思想、信条、信教に関する情報等が含まれることがある。
05	コンクールや試験等を行うにあたって、作文、作品、試験の論文等により個人情報を収集すること。	コンクールに応募した作文や作品、又は試験で求められる論述は、自由に自らを表現するものであるため、思想、信条、信教に関する情報等が収集されることがある。
06	新聞、書籍、刊行物等で一般に入手し得るものから、個人情報を収集すること。	新聞、書籍等に掲載されている情報は、公にされている情報であり、誰もが知り得る状態にあり、個人情報の保護の観点では支障はない。
07	表彰等個人を選考する事務を行うにあたって、対象者の個人情報を収集すること。	表彰される者が、不適格者であってはならない。 そのために、対象者の過去の生活歴等を確認することがある。

整理 番号	事務の種類	収集が適切と認められる理由
08	議会活動に対応する事務を行うにあたって、議員等の個人情報を収集すること。	議会の開催、円滑な議会運営を図るために、議員等の政党名、会派名政治理念等の思想、信条及び信教に関する個人情報を収集する必要がある。
09	法令の規定に基づく市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示により、個人情報を収集すること。	機関委任事務に関して、主務大臣等の指揮監督権に基づき具体的な指示がある場合、指示に従って事務を行う必要がある。
10	海外からの研修生、来客等を受け入れるにあたって、個人情報を収集すること。	海外からの来客者を支障なく迎えるために、来客者の国の生活習慣を適切に把握しなければならない。 そのために、宗教、習慣等に関する個人情報等を収集する必要がある。
11	公共用地等の取得に際して、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転や墳墓の改葬の補償を行うにあたって個人情報を収集すること。	公共用地等の取得に際し、宗教施設や墳墓の移転に伴う供養、祭礼等の宗教上の儀式に要する費用補償を行う必要がある。 そのために、信教に関する個人情報を収集することがある。
個人の特質を規定する身体に関する情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
12	障害者又は要介護者を対象とした事務事業を行うにあたって、個人情報を収集すること。	障害を有し又は介護を必要とする人々の生活環境を充実させるためには、個人情報を収集する必要がある。
13	相談機関、保育所や児童福祉施設等における適切な児童福祉行政を推進するにあたって、個人情報を収集すること。	適切な児童福祉行政を推進するためには、対象となる人々の実態を把握する必要がある。 そのためには、障害、健康状態等個人情報を収集することがある。
14	市営住宅の募集・入居に関する事務を行うにあたって、個人情報を収集すること。	市営住宅の入居に関する事務等を適切に行うために、入居対象者の健康状態等を把握する必要がある。

整理 番号	事務の種類	収集が適切と認められる理由
15	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故による被害者等に対する給付事務を行うにあたって、個人情報収集すること。	給付金等を公正に支給するために、災害や事故の状況を正確に把握する必要がある。
16	学校等において在籍者に関する適切な指導を行うために、個人情報収集すること。	適切な指導を行うためには、体力、健康に関する情報を把握する必要がある。
17	研修参加や資格取得に際して、健康診断書等個人の特質を規定する身体に関する情報を収集すること。	研修参加・資格取得の要件として、個人の健康状況を収集する必要がある。
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
18	同和対策に関する事務事業を行う中で、当該事業を実施するために必要な個人情報収集すること。	同和対策に関する事務事業を推進するためには、収集しなければならない個人情報がある。
19	公共事業における用地取得等の財産管理を行うにあたって、権利者の個人情報を収集すること。	公共用地の取得等のために、正確に土地家屋の権利者に関する情報を把握する必要がある。

本人以外からの収集例外類型事項（7条2項5号）

整理 番号	事務の類型	本人以外からの収集を適当であると認める理由
01	診療行為、疾病予防、介護保険制度、健康指導等の保健・福祉事業を推進するにあたって個人情報収集すること。	市民の健康と生命の安全を守るためには、迅速かつ的確な保健・福祉活動が必要である。 そのためには、本人以外の医療機関、介護者等本人の健康・生活状況を知るものから情報を収集することがある。
02	委員、講師等の人選をするにあたって、必要な範囲内で対象者の個人情報を収集すること。	事務の円滑な実施、公正な運営と客観的な情報確保のために本人からの収集が適当でない場合に、本人以外から候補者に関する情報を収集する必要がある。
03	団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対して補助金の交付等を行うにあたって、団体等の職員、団体等の施設の利用者等に関する個人情報を当該団体等から収集すること。	当該団体等だけが保有している情報であり、客観的情報の確保のため本人から収集することが適当でない場合がある。適正な補助金交付を図るために、事務に必要な範囲において当該団体等の職員及び当該団体等の施設利用者に関する個人情報を収集する必要がある。
04	相談、陳情、要望、苦情等に係る文書、資料等により本人以外の者に関する個人情報を収集すること。	相談内容、提出される文書に、その目的を果たすために本人以外の個人情報が含まれる場合がある。
05	国、他の地方公共団体又はその他の団体から送付された名簿等の資料により個人情報を収集すること。	当該実施機関以外の行政機関等から、当該行政機関等の事務の目的により送付されてくる個人情報がある。
06	本人の存否確認等を行うにあたって、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集すること。	本人から収集することが困難であり、事務の目的を達成するために収集することが必要である。
07	争訟、評価、指導、交渉、調査等の事務を行うにあたって、性質上本人から収集できない個人情報を収集すること。	本人から収集すること自体、事務の本来の目的を損なうことになる。事務の公正かつ円滑な執行を図るためには、本人以外から収集することが必要である。

整理 番号	事務の種類	本人以外からの収集を適当であると認める理由
08	表彰等の選考を行うにあたって、対象者の氏名、住所、経歴、推薦理由その他対象者の個人情報を収集すること。	表彰等の評価を公正に行うためには、対象者に関する情報が客観的でなければならない。本人に対象者であることを知られることは適当ではなく、本人以外から収集する必要がある。
09	事務事業の委託契約等に伴い、当該受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集すること。	事務事業を委託する場合等、契約書その他に、委託先の従業員名等の明記を求めるなど事務事業の必要性から個人情報を収集する必要がある。
10	職員の人事、任免又は健康管理等の事務を行うにあたって、個人情報を収集すること。	的確、公平な任免等の事務を行うため、また職員の健康管理を行うために本人以外から本人の個人情報を収集する必要がある。
11	派遣職員の受入れに伴い、派遣される者の氏名、職種等必要な範囲における個人情報を派遣団体から収集すること。	国、府から派遣された職員の個人情報を、当該職員の受入れ等の事務のために、当該派遣団体から当該職員の個人情報を収集する必要がある。
12	法令等に定める資格要件、基準等の確認のために、国若しくは他の地方公共団体又はその他の団体から個人情報を収集すること。	法的基準を確認することは、適正かつ公正な行政を推進するためには、本人以外から本人の個人情報を収集する必要がある。
13	法令の規定に基づく市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示により、個人情報を収集すること。	機関委任事務に関し、主務大臣から指揮監督に基づく指示に従い、本人以外から本人の個人情報を収集する必要がある。
14	公共用地等の調査、取得、使用に関する事務を行うにあたって、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集すること。	公共用地等の調査、取得、使用のために必要な情報を収集するにあたって、本人以外から本人の個人情報を収集する必要がある。
15	海外からの研修生、来客等を受け入れるにあたって、個人情報を収集すること。	海外からの来客者を支障なく迎えるために、来客者の国の生活習慣を適切に把握する必要がある。

目的外利用・提供の例外類型事項（８条１項５号・９条１項５号）

整理 番号	事務の類型	利用・提供が適当であると認める理由
0 1	表彰等の選考又は委員、講師等の選任のため、当該実施機関内で利用したり、実施機関以外の機関又は国等に提供したりすること。	<p>表彰等の選考対象者に関する情報は、公正かつ適正な審査又は判断をするためには必要であり、事業の目的から改めて本人から収集することが適当ではない。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
0 2	実施機関以外の機関又は国等が、法令等に基づいて行う捜査、調査、照会等に対して回答をすること。	<p>法令に基づいて行われる照会等であり、公共的職責を担う機関等の規定に基づいて行われる事務処理に必要とされるものである。これらの事務は、当該機関が保有する情報の回答でなければ、その目的を達成できないものである（刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2など）。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合に限る。</p>
0 3	行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等を行うこと。	<p>法令等に基づいて行う事務に必要であり、当該個人情報が必要とする必然性並びに公益性も認められる。</p> <p>ただし、回答することにより本人の権利利益が不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
0 4	個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るために、当該実施機関内で目的外利用したり、関係機関等からの要請に応じて、提供すること。	<p>個人の生命、又は生活の安全を図ることを目的とした事務事業を実施している機関がある。当該機関内で目的外で利用する必要があったり、当該機関以外の機関から任務を達成するために必要な情報の提供が求められることがある。</p> <p>ただし、個人の権利を不当に侵害するおそれのない場合においてやむを得ないものである。</p>

整理 番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
05	<p>広報資料の送付又は会議の案内等事務事業のために、収集した目的以外に利用又は提供すること。</p>	<p>本人が拒否を意思表示をしている場合を除いて、当該実施機関が行う事務事業の促進のため実施機関の事業の関係者に、当該実施機関以外が実施する関連事業への案内をすることがある。</p> <p>ただし、そのことに公益性、合理性があり個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
06	<p>報道機関に発表し又は報道機関の取材、要請に応じて提供すること。</p>	<p>報道機関を通じて一般に公表されることについては、公益性が認められる。</p> <p>ただし、当該個人が許容できる範囲内であり、社会通念上公表されることで当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限られる。</p>
07	<p>法令の規定に基づいて、必要な限度で個人情報を提供すること。</p>	<p>法令等に基づいて行われる要請であり、公共的職責を担う機関等の規定に基づいて行われる事務処理に必要とされるものがある。</p> <p>① 法令の規定に基づく市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示により、文書等を提供する場合</p> <p>② 裁判所からの求めに応じて文書の送付等を行う場合</p> <p>③ 会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提供する場合</p> <p>④ 税務署等からの質問及び検査に応ずる場合これらは、実施機関が保有する文書等の提供がなければ、その目的を達成できないものである。</p> <p>ただし、これらの提供を行うことにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

整理 番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
08	市、国、他の地方公共団体又は学術研究機関が行う統計調査又は学術研究等に係わる協力要請に応じて、目的外利用又は提供すること。	<p>計画的な行政施策を展開するために、より広域に社会状況を把握し多方面での分析を行い、一定の条件のもとに類型化を図ることは、重要なことであり、そのために実施機関の保有する個人情報を提供する場合がある。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
09	より迅速で無駄のない行政サービス事業の推進と住民の手続き負担の軽減から、すでに収集されている個人情報の目的外利用、又は提供をすること。	<p>行政需要も拡大し、より緻密な福祉行政や手続きの簡素化を進めるためには、迅速で手続き負担の少ない行政サービスが必要である。</p> <p>そのためには、すでに収集されている個人情報の目的外利用又は提供をする場合がある。</p> <p>ただし、そのことにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
10	個人情報の収集目的の範囲内に含まれている提供を行うこと。	<p>効率的な行政運営と手続き負担の軽減を図るためには、収集した情報の多目的が必要となり、収集する目的の範囲内の当該実施機関以外への提供も多く求められる。</p> <p>なお、この種類の適用にあたっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないよう、さらに次のことに留意しなければならない。</p> <p>① 提供する個人情報の内容は必要最小限に止めること。</p> <p>② 提供先が個人情報の取扱いに関する定めを有するなど、適正に取り扱われることが明らかであること。</p>